

渡辺(ひ)委員

まずはじめに質問したいのは、今年度の保健福祉局の予算で設置されています A E D、心臓が停止したときに電気ショックを与える機械、この辺のことについて何点か質問をしたいと思います。

A E Dの交番への設置について、様々、県民から御要望を頂きました。やっと今年、実現したなというふうに思っています。県民の皆様からは、今、公共施設については A E Dがかなり設置促進されているものの、公共施設が閉まっている時間帯、例えば遅い時間だとか深夜帯、また早朝帯、こういう時間帯に実際に公共施設に A E Dがあっても活用できない、この問題を何とか改善してほしいという声も頂きました。

さらには、地域の安全・安心ステーションである交番、特に交番の場合は、かなりの数、駅前でありまして、人の往来であるとか交流が非常に多い場所にある交番、また一番信頼しているお巡りさんがいらっしゃる場所に A E Dがない。この問題についてはいかがなものか、何とかしてほしいという声も頂いておりましたので、部局横断的に様々御要望もさせていただいて、5月、各県下の交番に、また警察施設に A E Dが設置されたということを知っています。それに関連して質問させていただきたいと思いますが、まずはじめに A E Dの設置状況を確認の意味でよろしく願いいたします。

警務課長

このたびの県保健福祉局によります警察施設への A E Dの設置は、656 箇所を対象に行いました。警察本部におきまして、既に設置している 19 箇所に加えまして、現在は全警察署 54 箇所、全交番・駐在所及び警備派出所 613 箇所、警察本部庁舎など本部所属の施設 8 箇所の合計 675 箇所に設置しております。

渡辺(ひ)委員

そういう意味では、念願がかなった状況がここで現出したというように思うわけでございますけれども、全交番、派出所、また警察施設等に A E Dを設置するというのは、全国的に見たらどんなことになっているのでしょうか。御答弁いただけますか。

警務課長

現在、把握している中でのことではありますが、警視庁が平成 22 年度に全国に先駆けて全交番・駐在所などへ A E Dを設置したと聞いております。したがって、全交番・駐在所等への設置は神奈川県が警視庁に次いで全国 2 番目となります。

渡辺(ひ)委員

そういう意味では非常にうれしい取組だと思いますけれども、例えば今までも公共施設に A E Dが設置されておりますけれども、幾つか県民・市民の方々から

声を頂いたり、若しくは民間企業の中でAEDを設置している会社などから一部声を頂いているのですが、設置することが非常に大事ということですが、何でもそうですが、いざ使うときに使えなくなってしまう、こういう状況が経年劣化等か何かあってはいけません。さらには、様々な消耗品というものもあるわけですね。こういうものもしっかり管理していかなければいけないと思うわけですが、若干機種だとかメーカーによって違うのかもしれませんが、AED全体の耐用年数と、消耗品についてはどんなような状況にあるのか、教えていただきたいと思っております。

警務課長

AEDには様々な種類がありまして、機種によって耐用年数が異なるため、今回、県保健福祉局において締結した契約では、賃貸借期間である5年間の使用に耐え得るものと定めまして設置したと伺っております。

契約内容には、機種保守も含んでおりまして、例えば設置期間内は設置業者が年に1度、定期点検を行う他、電極パッドやバッテリーも耐用年数経過前に交換することとなっております。加えまして、AED自体にも正常に作動できる状態であるかを常に確認するオートセルフテスト機能が付いていると伺っております。

渡辺(ひ)委員

そういう意味では、業者の方がしっかりフォローしてくれるということなので、これについてはしっかり対応をお願いしたいと思っております。

次に、交番にAEDが設置されたわけですが、具体的に言うと、警察官の方々がAEDを使えるような訓練、研修、これがどうなっているのか。AEDというのは非常に大事な機械で、普通は119番を呼んで、救急車が現地に到達する平均のレスポンス8分ぐらいだと認識していますが、その間に心臓が止まって体に血液が回らなくなって脳が死ぬと。そのことによって障害が残ったり存命率が極端に落ちると。それをつなぐ意味での人工呼吸等が非常に重要になってくるというふうに、我々認識しているわけですが、それに伴ってこの使用に対する研修は、警察官の方々には、どのようになっているのか確認をしたいのと、併せて、先ほどの話を聞くと、県下全ての交番ですから、数的にもかなりいらっしゃる。なおかつ、非常に忙しい中での研修になると思いますが、どれぐらいの期間で研修が終わるのか、それも併せて教えてください。

警務課長

まずはじめに、警察官の研修、訓練についてでありますけれども、今回、AEDの設置に合わせまして、重点訓練期間を設けておりまして、交番・駐在所に勤務するいわゆる地域警察官等を中心といたしまして、心肺蘇生とAEDによる除細動等一連の一次救命処置の実技訓練を実施しております。訓練は、心肺蘇生用人形とAEDトレーナーを使用いたしまして、電極パッドを貼る位置や胸骨圧迫の強さなどを実感できるよう、より実践的な内容となっております。

また、訓練の効率化を図るために、指導員による訓練に加えまして、各市の消

防署等にも協力をいただき、消防隊員による実技訓練の指導も併せてしていただいているところであります。

次に、訓練の期間終了についてであります。重点訓練期間は4月1日から開始しております。順次警察本部が管理しているAEDトレーナー等の資機材の貸出しを行いまして、各警察署に配置された救急法指導員が訓練を行っている状況であります。各警察署における訓練は、8月下旬を目どに終了する予定であります。

渡辺(ひ)委員

数が多く、また忙しい中、大変だと思えますけれども、せっかく機械が設置されたので、研修についても順調にしっかりお願いしたいと思えます。

併せて、その研修ですが、当然警察、交番なので、人事異動とかがあると思えますし、また年度が替われば新しい方々も入ってくるということになるので、継続した取組を要望したいと思えます。

警察マターではありませんが、神奈川県は県立高校、全ての高校で保健体育の時間に高校生がAEDの研修をやるということになっています。そういう意味では、高校生の取組に負けないように、警察も是非継続的な取組をお願いしたいなと思っています。

その上で、この質問の最後になりますけれども、私も今、朝等で、県民・市民の皆様方にAED設置のお話を駅頭でさせていただいているわけですが、まだまだ交番にAEDが付いたことについては周知されていないのが実際だと思うんですね。

見に行くと、私自身は見ましたが、非常に分かりやすい場所で、指名手配犯のポスターの下とか、また拉致問題を解決するタレントのポスターの横とか、いいところにありまして、非常に分かりやすいわけですが、あるということを知らなければ、当然活用できないわけで、この周知をどうやって図っていくのか、広報も含めて、是非取組が大事だと思いますので、最後に質問したいと思えます。

警務課長

県や警察本部のホームページにAED設置に関する記事を掲載し、周知を図っております。

また、県においてイラストを活用したポスターを県内の公共施設に掲示したり、チラシを作成して県のイベントやコンビニエンスストアで配布するなど、様々な広報活動を行っております。

さらには、県内自治体のホームページにAED設置場所を掲載していただくなど、周知に関して協力を頂いているところであります。

今後も県と連携を密にしながら、様々な媒体を活用して、県民の方々に対し周知を図ってまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

最後に御要望ですが、今、御答弁にあったことをしっかり広報、周知をお願いしたいなと思えます。さらに、警察の場合は様々な行事だとかイベントもありま

すので、そういう折々も活用しながら、是非お願いをしたいなと思います。

さらには、先ほどの研修もそうですけれども、広報・周知活動についても継続的に是非お願いしたいなと思います。

そうは言っても、なかなか知れ渡るのは難しいんだと思いますので、短期間の取組ではなく継続的な取組を是非お願いしたいということをお願いして、この質問を終わります。

次の質問は、今議会の本会議でも我が会派から質問させていただいた質問に関連してありますが、警察車両の整備状況について、何点か質問させていただきたいと思います。

治安状況については、今日も説明がありました。まだまだ非常に多くの事件・事故、犯罪等が起きているという状況の御報告がありました。

警察等の取組については理解を示すところですが、県民の立場から見れば、まだまだ厳しい状況が続いている、こういうことだと思います。

さらに、ここ数年行っている県民のニーズ調査、この中でも第1位が治安に対する御要望ということですから、その取組を更に加速していただきたいと思いますが、その中で警察活動の基本的な要となるのが警察車両だと思いますので、それに関連して、特に整備状況等を踏まえながら質問したいと思うのですが、まずはじめに確認をさせていただきたいのが、県警が所有する警察車両の保有台数を確認させていただきたいと思います。

装備課長

本県の警察車両保有台数は3,949台で、内訳としましては、四輪車が2,398台、二輪車が1,551台となっております。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁の中で、二輪車が1,551台という御答弁がありましたけれども、二輪車、特に白バイという捉え方をすると、非常に機動的で、ある意味ではなかなか減らないひったくりだとか、様々なことに有効な機動力があるなというふうに私自身は思うわけですが、この二輪車は、私の認識だと国費、国が費用を負担して準備されているもの、県費、この別だとか、二輪車の中の1,551台の種別の内訳、台数等について、もう少し御説明願います。

装備課長

県警察が保有します二輪車につきましては、国費が226台、県費が1,325台の合計1,551台という内訳となっております。

また、国費の種別の中では、白バイが140台、その他の自動二輪が86台となっております。さらに、県費の種別といたしましては、白バイが5台、その他自動二輪が34台、その他いわゆる交番用のバイクになりますが、これら原動機付自転車が1,286台となっております。

渡辺(ひ)委員

今御説明のあった中の特に白バイは県費が5台ということで、これはたしか数年前にやっと県費5台が入ったばかりだと思うんですね。これについては、他県

の状況だとか神奈川県下の犯罪の発生状況を見たときに、全体的な白バイの数の問題もあり、さらには県費として対応している台数の5台という少なさの問題も課題としてあるなという認識があります。これについては、今日は質問しませんが、課題があるということだけは話をさせていただきたいと思います。

次に、警察法で車両の整備について、国費の車両については国費で整備されるという話になっていると思うんですけども、そういう車両はどの程度あるのか。また、県費車両はどのような経緯でどのぐらい整備されるのか、これを教えてください。

装備課長

国費で整備された車両は、1,944台ございます。また、県費車両の整備につきましては、国費での整備のみでは不足する車両について予算要求し、整備が認められているところでございます。これは、警察活動の実情としまして、県の規模や犯罪情勢により必要があるため、その実態に合わせて整備が行われているものでございます。

県費で整備された車両につきましては2,005台となっております。

渡辺(ひ)委員

今の話、少し驚きの数字なんですね。要は、神奈川県が持っている車両があって、そのうち半分が県費の登録で、先ほど私、白バイの話を言いましたけれども、二輪の方に予算が回っていかないのも当たり前だなという気がして、本来、神奈川県面積だとか人口だとか事件発生件数を加味すれば、今言ったざっくり約4,000台の車両、四輪が必要なのに、そのうち半分が実際は国費ではなくて県費で面倒を見なければ対応できないと。この実態というのは非常に厳しい実態なのかと。

さらには、我々議会として、前から御要望させていただいているし、我々もそれなりに要望活動をさせていただいていますけれども、神奈川県警察官の数も神奈川県人口比だとか面積比から見たときには、まだまだ非常に少ない。こういう厳しい状況が今の質問の中で分かったと、車両の面で、そういうふうに思います。

その上で、ちょっと比較になりますけれども、国費の車両の整備状況ですけれども、他県の事例が分かれば教えてほしいのですが。特に神奈川県と人口が近いような他県の事例が分かれば助かるのですけれども、どうでしょうか。

装備課長

他県警察の国費車両整備状況につきまして、同規模または近隣県について把握できている車両台数でございます。大阪府警につきましては約2,600台、埼玉県警につきましては約1,500台、千葉県警につきましては約1,850台という状況を把握してございます。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁を聞くと、人口比という意味では大阪が2,600台なのに神奈川県が国費では1,944台と、今後、警察官の配備状況とかと全く同じような形で神奈川

県の状況は非常に厳しいなと思うわけですが、これについて県警として国に対して何らかの要望とかはされているのでしょうか。

装備課長

県警察といたしましては、毎年、国に車両を含めまして国費対象経費の要望を出しておるところでございます。

渡辺(ひ)委員

その上で再確認ですが、国が考えていらっしゃる車両の基準はどういう基準で、例えば神奈川県の場合は1,944台で、同じような人口だけで見ると同規模の大阪は2,600台なのか。国の基準というのは何かあるのでしょうか。

装備課長

ただいまの御質問は、警察車両の整備の根拠というところも一つありまして、警察車両の整備の根拠につきましては、警察法の第37条第1項の規定で、警察用車両の整備に要する経費は国費が支弁するというふうになっております。

ただ、先ほど御指摘がありました二輪車の関係ですが、この法を受けまして、警察庁の国費支弁経費運用基準において、警察用車両とは警察活動に必要な車両で、二輪車については総排気量125ccを超えるものを言い、それ未満のものは含まれないとなっております。その結果、交番で使用する二輪車等は県費での整備となっているところでございます。

また、国費整備の基準につきましては、警察庁で基準を持っておりまして、当県ではその内容までは承知していない現状でございます。

渡辺(ひ)委員

警察組織のことで、これ以上、私は突っ込めませんが、他県との違いだとか、皆様が非常に警察官の人数が少ない中で御苦労されている状況、もうちょっと言うと、県民の目線で、治安の様々な状況を鑑みたときに、是正するというか、本来もう少し車両を多く配備をする、この後の質問にも関連しますが、整備にもそれが連動してくるということについては、皆様方にも頑張っていただきたいし、我々も何かできる取組はやらなければいけないんだと思うんですけれども、それは基準が分からないというふうに済ませるのではなくて、改善を図っていかねばいけないのかなと思います。これは要望になりますけれども、是非その辺をお願いしたいなど。

その上で、国費や県費の車両の更新の基準を確認したいと思います。

装備課長

国費の車両の更新につきましても、これは警察庁の方で行っております関係から、その更新基準は明らかにされておりません。

しかし、過去3年の本県における実態としましては、無線警ら車というパトカーについては6年、一般的な捜査用車については9年ほどで更新されておるところでございます。

一方、県費車両の更新基準については、平成26年度当初予算要求時に財政当局に認められました更新基準の中では、一般的な捜査用車、走行距離20万キロ以上

かつ経過年数 16 年以上の車両となっておるところでございます。

渡辺(ひ)委員

ということは、国費車両の更新基準と神奈川県を更新基準はかなり違うということですが、もう一度、確認の意味で、そういう認識でよろしいんですね。

装備課長

先ほど申しあげました一般的な捜査用車が経過年数では約 9 年、国費では更新されています。神奈川県基準では今現在、一番新しい基準で 16 年を経過するもの、さらに走行距離 20 万キロ以上という車両が基準となっております。

渡辺(ひ)委員

御答弁できる範囲で構わないんですが、今のお話だと、国費の方は年数で規定されていると、それも神奈川県の基準よりもかなり短い年数で規定されている。それに対して、神奈川県の場合は年数も 16 年以上ということでもかなり長い、国費とは違う。併せて走行距離まで基準に入っている。走行距離が入っているというのは、神奈川県の考え方ということでもよろしいのでしょうか。それをもう一回確認します。

装備課長

そのとおり、神奈川県の基準ということで、走行距離も含めて、かつ経過年数も 16 年以上のものという基準となっております。

渡辺(ひ)委員

そうなりますと、かつと、今あえて口調を強めて御答弁を頂きました。ということは、国費の年数よりもかなり長い、さらには 20 万キロ以上走らなければいけないという二つの条件を満たさないと車両が更新されないということですが、この基準については、今はそういう基準ですが、過去の基準の経緯とか、何かその辺の経緯はわかりますか。

装備課長

平成 21 年度までは経過年数が 11 年以上、かつ走行距離 20 万キロ以上でありました。その後、平成 22 年度から基準が厳しくなりました。経過年数 21 年以上、かつ走行距離 20 万キロ以上と、経過年数が 2 倍となったところがございます。その後、平成 26 年度の当初予算要求時には、更新基準が一部変更されまして、経過年数 16 年以上、かつ走行距離 20 万キロ以上ということで、経過年数が 5 年短縮されたという現状でございます。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁を聞いて、県も財政の問題があつて様々考えて、やむなくそうしている部分があるんだと思いますけれども、しかしながら、県民の目線から見ると、無駄なことは当然無駄として排除しなければいけません。しかしながら、一般的にいうパトカーだとか警察車両については、フル稼働できる体制を常にとっておかなければ、それでなくても先ほど来言っていますが、警察官の数だとかいろいろな問題で、また車両の数自体もまだまだ非常に厳しい状況の中で、それがフルに動かない状況というのはいかかなものかなというふうに思います。そういう意

味では、しっかり県財政当局に県の車両について求めていただきたいと思います。

併せて先ほど申しましたように、他県と比してブラックボックスになっているかもしれませんが、要は神奈川県は車両の数が適正なのかどうか、これもしっかり是正を求めていく。もっと言うと、根拠をしっかりと求めていくということをしていかないと、県民の様々な疑問だとか御要望に応え切れていかないのかな。県財政から見れば、国費が増えれば県単独の車両の整備だって減らせることに当然なるので、皆様方も県の立場でそこも強く取り組んでいかないといけないなというふうに私は思います。

その上で最後の質問で、今後の更新計画について、考え方を聞きたいと思います。

装備課長

ただいま委員から御指摘のとおり、警察車両は警察活動を迅速、的確に行い、県民を犯罪・事故から守るために欠かせないものであると認識しております。こうしたことから、県費車両の更新につきましては、犯罪情勢等に応じた警察活動が展開できるよう適切な更新について県当局の理解を求めてまいりたい。

また、国費の車両につきましても、引き続き警察庁に向けて要望をしていきたいと考えております。